

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する 規則案の諮問について

1 趣 旨

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正に伴い、携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置について必要な事項を同条例施行規則で定める必要があるため。

2 改正内容

同条例第21条の4（携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置）第1項及び第2項により規則で定めると規定された事項について、同条例施行規則に次の規定を新設する。

(1) フィルタリングサービスを利用しない正当な理由

ア 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

イ 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングサービスを利用することで必要な情報が入手できないことにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

ウ 保護者が、青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

(2) フィルタリングサービスを利用しない旨の申出の書面に記載すべき事項

ア 申出日

イ 申出者の氏名

ウ 申出者の電話番号

エ フィルタリングサービスを利用しない正当な理由

(3) 携帯電話インターネット事業者が説明すべき事項

ア 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずること。

イ 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

ウ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、上記（1）のとおり正当な理由が必要であること。